

平成31年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

成年後見制度利用推進機関としての公益活動を一層充実させるべく、これまでの事業実績を踏まえ、以下の基本方針のもと成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

平成31年度は、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、地域連携ネットワークにおける杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、より一層の強化を図る。また、地域連携ネットワークの体制をさらに整備するため、新たに専門職を活用した相談、利用者支援の仕組みなどを杉並区・杉並社協との連携のもと検討し、成年後見制度利用促進に向けて取り組む。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

（1）一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、当法人主催、若しくは他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

（2）区民後見人等養成・支援事業

これまでに養成した区民後見人に対しては、区民後見人等候補者の紹介から区民後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。

また、後見人受任までの待機期間中の支援として、当センターが必要と認める研修を実施するとともに、法人支援員として活用する事業を行う。

（3）周知活動

パンフレット、ポスターやホームページといった媒体を通じて、成年後見制度の周知及び利用促進、当法人事業の周知及び広報を行うほか、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加、または共同での開催を通じて周知活動を行う。

また、区庁舎および「ふれあいフェスタ」での成年後見制度のパネル展示に加え、昨年度から取り組んでいる、すぎなみフェスタや浴風会の催事への参加するなど引き続き積極的に取組み、周知活動を行うとともに、平成31年度に発足する杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて出張説明会の案内を行う。

パネル展示の周知活動の実施に際しては、法人支援員の活用を図る。

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に応じるほか、必要に応じて訪問して相談を受ける。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施し、成年後見制度の利用相談事業を行う。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を行うとともに、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対する対応も行う。

さらに、地域連携ネットワークの体制を整備するため、新たに専門職を活用した相談、利用者支援の仕組みなどを杉並区・杉並区社協との連携のもと検討し、成年後見制度利用促進に向けて取り組む。

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者に対し、ホームページ等を通じ助成制度の周知を図り、制度利用が必要な者に対し以下の助成事業を行う。なお、後見報酬助成事業については平成31年度から助成額を改定する。

(申立て費用助成事業)

後見開始等の申立てを行おうとする者が、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費を助成する事業

(後見報酬助成事業)

被後見人等の所得や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な区民に対して、後見人等への報酬費の全部又は一部を助成する事業

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

(6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会を、後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、地域連携ネットワークにおける杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、より一層の強化を図る。

高齢者については密接な関係にある地域包括支援センターの連絡会に出席し、実務者レベルでの連携強化を図る。また、障害者については障害者地域相談支援センター等との連携をより強化する。

さらに、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用を推進していく。

◆ 法人後見業務

(8) 法人後見業務

平成29年度に策定した杉並区成年後見センターの法定後見の法人後見受任基準に基づき、法人後見受任の拡充を図ることとし、成年後見制度の利用を必要とする者の個別の事案の特性から法人後見としての対応が必要な場合には、当法人が後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、今後の受任開始をめざし、必要な受任基準や体制整備について検討する。

◆ 委任契約による代理事務

(9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

(10) 後見監督事務

個別事案について区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対し適切な指導監督を行う。

法定後見及び任意後見の制度利用に際し、法人後見監督人としての対応の必要が生じた場合には、後見監督事務を行う。

◆ 区長申立て事務支援

(11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては、支援できる親族がない事例や困難事例が増加傾向にあるため、関係機関との連携をとりながら必要な事務の支援を行う。

【法人管理業務】

(1) 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営と法定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出などの法人情報開示を適切に行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要に応じ見直しを行う。